

高崎市総合地方卸売市場 売買参加者募集要項

高崎市総合地方卸売市場（以下「市場」という。）の売買参加者の承認申請を次のとおり受け付けます。

1. 売買参加者とは（業務の内容）

売買参加者とは、市場において卸売業者の行う卸売に参加して品物を買受ける者を行います。（仲卸業者を除く）

2. 取扱品目の種類

- （1）青果部
- （2）水産物部
- （3）花き部

3. 申請手続きについて

まず、売買参加者承認申請書に別紙に掲げる書類を添付して提出して下さい。ただし、同時に2つ以上の部類の承認を受けようとする場合、添付書類は重複を省略することができます。申請書類等は、提出後は返却できませんので、ご承知おき下さい。

4. 申請の資格要件

次の各号に該当することが必要です

- （1）申請時において、20歳以上であること。
- （2）取扱品目の部類に属する物品について、現に販売または加工の業務を営み、その期間が2年以上又はこれと同等以上の経験があり、かつ、当該物品の取引について評価の経験又は技能があると認められること。
- （3）買受代金の支払について、保証契約の成立が可能であること。
- （4）水産物部にあっては、食品衛生法に規定する保健所の許可を受けていること。
- （5）次に掲げる事項の一に該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ないもの。

イ 申請に係る取扱物品の部類に属する卸売業者若しくは仲卸業者、又は卸売業者若しくは仲卸業者の常勤役員若しくは使用人。

5. 承認

卸売業者から売買参加者として適当と認められた旨の届出書が提出された者に対して、買受代金の支払についての保証契約の成立後に、売買参加者として承認し売買参加者章を交付します。

6. 承認の取消し

申請書類に虚偽の記載があったとき及び添付書類として提出された誓約書に違反したときは、承認を取り消します。

7. 使用料

市場（駐車場）の使用料として、高崎市総合地方卸売市場業務規程で定める額を納めていただくことがあります。

8. その他

- (1) 業務上及び施設使用上の各種の制約を受けます。
- (2) 売買参加者の効率的な取引を確保するため必要があると認められたときは、別に定めるところにより、売買参加者の役員又は使用人のうち、売買参加者を補助して卸売業者が行う卸売に参加する者（売買参加補助者）を置くことができます。
- (3) その他、必要な事項は別途お問い合わせ下さい。